

県南広域振興局長告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年7月31日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 就任

理事

沼 倉 新 規	一関市花泉町油島字浪打54番地5
佐 藤 文 宜	〃 〃 〃 字原前2番地
佐 藤 多賀幸	〃 〃 涌津字白浜185番地
菅 原 昊	〃 〃 〃 字浪打前68番地
高 橋 光 政	〃 〃 永井字西狼ノ沢23番地1
大 内 明	〃 〃 〃 字杉則207番地

2 退任

理事

佐 藤 伍 一	一関市花泉町油島字中築道56番地
武 田 啓 一	〃 〃 〃 字下原田55番地2
鈴 木 榮 喜	〃 〃 涌津字合ノ柴107番地
菅 原 昊	〃 〃 〃 字浪打前68番地
高 橋 光 政	〃 〃 永井字西狼ノ沢23番地1
大 内 明	〃 〃 〃 字杉則207番地